# 様式第３号（第５条関係）

収 支 予 算 書

財源内訳 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 項 目 | 金 額 | 摘 要 |
| 活動収入（Ａ） | 入場料収入 |  |  |
| 負担金 |  |  |
| 補助金・助成金 |  |  |
| 寄付金・協賛金 |  |  |
| 物品販売収入 |  |  |
| 助成金申請団体以外からの参加費 |  |  |
| 広告料収入 |  |  |
| その他収入 |  |  |
| 当財団からの助成金  （助成申請額） | |  |  |
| 自 己 財 源 | |  | （具体的に記載すること） |
| 計 | |  |  |

支出内訳 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 項 目 | 金 額 | 摘 要 |
| 活動経費（Ｂ） | 賃金 |  |  |
| 報償費 |  |  |
| 旅費 |  |  |
| 需用費 |  |  |
| 役務費 |  |  |
| 委託料 |  |  |
| 使用料 |  |  |
| その他 |  |  |
| 計 | |  |  |

（注）摘要の欄は、節別に内容が分かるよう記載すること。

※１　今年度（4月1日～3月31日）中の収入、経費(支払済のもの)のみが対象（ただし、会場使用料並びに需用費及び役務費のうち広報に係る費用で前年度に支払う必要があったものについては対象）です。

※２ この収支予算書支出内訳欄には、**活動経費と認められるもののみ記載**してください。

従って、交付要綱の**別表「活動経費と認められないもの」に記載している経費は算入しない**でください。

※３ 計算式等（文化芸術アクティビティ　かがわ文化芸術祭連携枠の場合）

**活動経費(B)　－　活動収入(A)　＝　助成対象経費　×　１／２以内　≒　助成金申請額上限額**

◇ただし、文化芸術アクティビティの一般枠では助成対象経費の**１／３**以内で10万円以上50万円以内、文化芸術チャレンジは助成対象経費にかかわらず会場使用料の10／10以内で上限20万円とします。

◇助成金交付申請額上限額が採択されるとは限りません。

◇助成金額は万円単位(1万円未満の端数は切り捨て)で申請してください。